

2019春季生活闘争 構成組織取り組み方針(案)の概要

構成組織名	日本紙パルプ紙加工産業労働組合連合会
方針決定日	2019年1月17日～18日
要求提出日	2019年2月28日まで
回答指定期	2019年3月14日

要求項目	要求内容
(1) 基本的な考え方	
<p>紙パルプ・紙加工産業は、国内需要の減少や高騰している原燃料価格の対応など、依然として厳しく先行き不透明な状況にある。このような中、組合員は企業収益の改善につなげるために、様々な会社施策に前向きに協力をしている。この厳しい状況乗り越えるためには、組合員の働く意欲や活力の高揚をはかることが求められる。</p> <p>今次闘争においても、組合員の日々の懸命な協力・努力に応え、今後の働きがいにつなげるために、賃金を中心に「底上げ・底支え」「格差是正」を追求し、労働諸条件の向上を求めていく。</p>	
(2) 賃上げ要求	
<p>●月例賃金 ・個別銘柄(年齢ポイント)ごとの「最低到達水準」「到達目標水準」 ・「賃金カーブ維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」</p>	<p>・すべての組合は、賃金カーブ維持分を確保した上で、実質賃金の維持・向上に向けて賃金改善に取り組む。</p> <p>・賃金改善の範囲は、月例賃金の改善を念頭に置き所定内賃金とし、取り組みを進めることとする。</p> <p>・賃金改善分として、底上げ・底支え、格差是正を加味し2,000円以上とする。</p> <p><賃金カーブ維持分の把握可能な組合> 賃金カーブ維持分を確保し、賃金改善分2,000円以上とする。</p> <p><賃金カーブ維持分の算定が困難な組合> 賃金カーブ維持相当分として、5,000円+賃金改善分2,000円以上の7,000円以上とする。</p>
<p>●規模間格差の是正(中小賃上げ要求)</p>	<p>●すべての組合は、個別賃金水準を重視し賃金の社会性を追求するとともに、産業の地位向上を目指し、産業としての魅力、働く人のモチベーション向上などにつなげるように取り組むこととする。</p> <p>●目標水準として「産別として目指すべき水準」「産別ミニマム水準」を設定する。なお、各組合の取り組みやすさを追求し、産業間格差、産業内格差是正を目標とする水準を設定する。</p> <p>●各組合は自単組の賃金実態と産別として目指すべき水準、各ステップと比較し賃金改善に取り組むこととする。</p>
<p>●雇用形態間格差の是正(時給等の引き上げ)</p>	<p>紙パルプ・紙加工産業に従事する労働者の労働諸条件の改善については、組織化推進などの継続課題も含め、引き続き連合方針に準拠しながら処遇改善に向けて取り組みを進める。</p>
<p>●男女間賃金格差の是正</p>	
<p>●企業内最低賃金・初任給 ・協定の締結 ・適用対象の拡大 ・協定額の引き上げ ・年齢別最低到達水準の協定化 ・初任給の引き上げ</p>	<p>初任給は、賃金カーブ形成の出発点であるとともに、賃金要求における賃金カーブ維持分を算定する上でも重要なものであり、初任給協定を行っていない組合や、賃金表などによって初任給を労使確認していない組合は協定化をはかる。</p>
<p>●一時金 ・一時金の要求基準等</p>	<p>・生活給の一部として月例賃金を補完することを基本に月数要求とする。</p> <p>・安定確保の観点から、可能な限り年間集約要求に取り組むこととする。</p> <p><要求基準></p> <p>●年間集約要求:基準とする賃金の5.0か月を中心とする。</p> <p>●期毎要求:基準とする賃金の2.5か月を中心とする。</p>

(3) 「すべての労働者の立場にたった働き方」の見直し

<総労働時間短縮の取り組み>

●すべての労働者にとって、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)をはかるという観点からも、総労働時間短縮の取り組みは重要な課題であり、「紙パ連合の労働時間に関する目標」をもとに取り組みを進める。この取り組みは、労働者の意識改革も必要不可欠であり、そのためには労働組合の役割も大きく、よりよい職場風土にしていくよう取り組む。

<長時間労働の是正>

●働き方改革関連法の中で、長時間労働の是正に関わる事項として①残業時間の上限規制、②勤務間インターバル制度の導入促進、③年5日間の年次有給休暇の取得(企業に義務づけ)、④労働時間の客観的な把握(企業に義務づけ)、⑤フレックスタイム制の充実など法制化される。このことから、法改正実施に対応するための労使協議を行うなど取り組みを進める。

●中小企業における猶予期間が設けられている事項(①残業時間の上限規制、②月60時間超の残業の、割増賃金率の適用)については、法改正実施を待たず先行した取り組みとなるよう労使協議を進める。

<均等待遇の実現に向けた取り組み>

●紙パルプ・紙加工産業に従事する労働者の労働諸条件の改善については、組織化推進などの継続課題も含め、引き続き連合方針に準拠しながら処遇改善に向けて取り組みを進める。

<改正労働基準法に関する取り組み>

●36協定の点検(①休日労働の抑制、②限度時間を超える場合の健康確保措置、③過半数労働組合・過半数代表者のチェック等)

●厚生労働省が発表している、労働時間管理の新ガイドライン等を踏まえた労働時間管理・適正把握の徹底

●その他

・人材育成と教育訓練の充実
・中小企業・非正規労働者等の退職給付制度の整備
など

(4) 男女平等の推進

(5) サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配／取引の適正化の取り組み

(6) その他 ●上記に分類されない重要な取り組みがあれば記入

<60歳以降の継続雇用制度充実および定年延長の取り組み>

公的年金の支給開始時期の延長に伴って、60歳以降の安定した生活を確保していくために、賃金をはじめ労働諸条件について制度の充実をはかっていく。

また、労働力人口の減少に備え、高齢者の雇用は不可欠であり、引き続き65歳定年制度の確立に向けても労使協議の場を設置し、十分な議論を行うとともに、継続雇用者の組合員化についても、引き続き積極的に取り組みを進めていく。